

書類作成時のインセンティブ付与

精神科では障害年金や精神障害者保健福祉手帳など、専門性と負担の大きい書類作成が多い。これらは診療外業務としてインセンティブ付与の対象とする。一方、診療情報提供書や一般診断書は診療の一部として位置付け、原則として対象外とし、区分を明確化する。なお、この規定は病院の経営状況によっては見直すこともあり得ます。



目的

書類作成という見えにくい医師の負担を適正に評価し、インセンティブ付与によりモチベーションを高め、作成の質と迅速性を向上させることを目的とする。同時に、コメディカルによる下書き作成の貢献にも十分配慮し、チーム医療としての協働関係を損なわない運用とすることで、業務効率化と持続可能な働き方改革の実現を図る。



	書類名	料金 (目安)	インセンティブ (目安)
<p>インセンティブ対象 (診療外業務)</p>	障害年金新規	100,000円	3,000円
	障害年金更新	10,000円	1,000円
	受診状況等証明書	10,000円	500円
	自立・手帳同時	100,000円	1,000円
	自立支援	10,000円	1,000円
	精神障害者手帳	10,000円	1,000円
	特別児童扶養手当	10,000円	2,000円
	介護保険意見書	10,000円	500円
	障害支援区分意見書	10,000円	500円
	成年後見診断書	100,000円	3,000円
	生命保険・照会書(軽)	100,000円	2,000円
	生命保険・照会書(中)	200,000円	3,000円
	生命保険照会書(重)	300,000円	3,000円
	捜査関係事項照会書	100,000円	2,000円
<p>インセンティブ対象外 (診療の一部)</p>	一般診断書	10,000円	なし
	診療情報提供書	10,000円	なし
	傷病手当	10,000円	なし
	訪問看護指示書	10,000円	なし
	特別訪問看護指示書	10,000円	なし
	生活保護関係	なし	なし

■ 支給条件 (期限・差し戻し・査定) 対象の書類は上記に記載のものとする



支給発生条件
最終版が完成し、所定の手続きにより提出・受理された時点で支給対象とする。



期限要件
原則として依頼受領後14日以内に提出
期限超過の場合は減額、著しい遅延は対象外とする。



査定 (質の担保)
記載内容の正確性・充足性・一貫性を確認する。



例外規定
患者事情・制度上のやむを得ない理由がある場合は個別判断とする。



適正な評価と協働により、質の高い医療と持続可能な働き方を実現します。

